委員提案に基づく協議事項

中央区自治協議会で情報共有や意見交換したい内容などの提案を募った結果、以下のとお りご意見をいただきましたので、頂いたご意見を基に意見交換をしたいと思います。

日頃、各団体において出されているご意見や各地域での取組事例、助言などをお願いします。

団 体 名

・入舟地区コミュニティ協議会

・犯罪のない安心安全なまちづくり推進協議会委員(中央区自治協推 薦委員)

氏 名

髙橋 誠一

最近の自転車は高性能になり、万が一の事故の場合は人身・物損に関 わらず高額な損害賠償が求められる事があり、特に人身事故の場合は 1 億円近い賠償額になることもあるそうです(※資料参照)が、加害者 が保険未加入の場合や、支払い能力がない場合は、被害者は泣き寝入 り。という事も想定されます。

自転車は身近で手軽な交通手段であるため、自動車を運転できない 地域の高齢者も多く利用しています。

高齢者が事故に巻き込まれ、被害者になりうるとともに、自身が加害 者になりうる場合もありますが、特に加害者になりうるという認識は まだまだ希薄であると考えています。

提案内容

もしもの時に備えて自転車損害賠償責任保険制度があり、他県では 加入を義務としている例もあるそうですが、新潟県や新潟市では自転 車損害賠償責任保険の加入が義務化されていません。

今後、加入の義務化も必要かとは思いますが、地域としても、自転車 事故にあわない、起こさせないための取り組みを行うことや、自転車事 故に巻き込まれることを想定して事前にできることについて知識とし て共有し、地域として保険への加入を勧めるという取り組みなど、周知 を図っていく必要があるのではないでしょうか。

この点において、各地域における課題認識や既に取り組んでいる内 容等あればお聞かせ願います。

自転車事故と保険

自転車事故の発生状況

自転車を取り巻く事故のリスク

自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。自分がケガをするだけでなく、 歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするケースもあります。まずは、この3つの事故のリスクを しっかりと認識しましょう。



自転車事故で問われる責任

自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない・・・・・。そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法上、自転車は車両の一種(軽車両)です。法 律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせた 場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、 「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する 損害賠償の責任を負います。

※交通事故を起こした場合には、上記2つの責任のほか、被害者を見舞い、誠実に謝罪するという「道義的な責任」を果たすことが重要です。

自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この 賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交 差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3 日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩 道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡し た。(東京地方裁判所、平成19(2007)年4月11日判決)
4,746万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性(75歳)に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成26(2014)年1月28日判決)

(※)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車事故に備える

自転車事故による損害賠償責任に備える保険があります。ただ、自動車事故への備えと異なるのは、被害者救済のための強制保険(自賠責保険)がないことです。ではどのような保険に入っておけばよいのでしょうか?

	自動車事故	自転車事故
損害賠償に備える保険(強制加入)	自賠責保険	×
損害賠償に備える保険(任意加入)	任意の自動車保険	個人賠償責任保険など

自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で、また、自分自身のケガは「傷害保険」で それぞれ補償されます。加入している保険の補償内容をご確認ください。

自転車事故に備えるための保険

対象	事故の	自 分	
保険の種類	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
個人賠償責任保険	0	0	×
傷害保険	×	×	0

- ●個人賠償責任保険や傷害保険では、自転車事故のほか日常生活における事故も補償対象となります。 個人賠償責任保険・・・買い物中に商品を壊した、飼い犬が他人に噛みついてケガをさせた 傷害保険・・・スポーツ中にケガをした、階段で転んでケガをした
- ●個人賠償責任保険は、傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約としてセットすることが一般的ですが、特約の名称は保険会社ごとに異なる場合があるほか、保険会社によっては取扱っていない場合があります。
- ●傷害保険には、交通事故によるケガのみを補償するタイプもあります。

- ●業務で自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任保険では補償されません。事業主が事業者用の 賠償責任保険に加入する必要がありますので、ご注意ください。
- □ 自転車事故を補償する保険(外部リンク)
- ▶ 個人賠償責任保険

① こちらもご参照ください

- 知っていますか? 自転車の事故~安全な乗り方と事故への備え(1.86MB)(PDF)
- 自転車事故への備えに関するチラシ(1.51MB) (PDF)
- 小学生のための自転車安全教室~たのしくまなぶルールやマナー~(2.1MB)(PDF)

① こちらもご参照ください

- 東京都「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(外部リンク)
- 2014年の宮城県の自転車事故実態を分析
- 「自転車事故と保険」についてラジオで説明(公開終了)
- 自転車事故防止を福岡県警とチラシで訴え(公開終了)
- 消費者教育教材資料表彰で最優秀賞受賞

更新:2017.09.27 (業務企画部 啓発・教育グループ)